

No. 3

令和3年（6月）

第2回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 2 4 号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度熊谷市一般会計補正予算(第9号))	財 政 課	1
第 2 5 号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理 事業特別会計補正予算(第1号))	財 政 課	5
第 2 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度熊谷市一般会計補正予算(第1号))	財 政 課	9
第 2 7 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市税条例の一部を改正する条例)	市 民 税 課 資 産 税 課	1 8
第 2 8 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例)	資 産 税 課	2 6
第 3 0 号	熊谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す る条例	市 民 税 課	3 0
第 3 1 号	熊谷市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正 する条例	職 員 課	3 1
第 3 2 号	熊谷市税条例等の一部を改正する条例	市 民 税 課 資 産 税 課 納 税 課	3 2
第 3 3 号	熊谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例	こ ども 課	3 9
第 3 4 号	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の 一部を改正する条例	こ ども 課	4 0
第 3 5 号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一 部を改正する条例	障 害 福 祉 課	4 1
第 3 6 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保 育 課	4 2
第 3 7 号	熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法 を定める条例の一部を改正する条例	道 路 課	4 3
第 3 8 号	熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	道 路 課	4 5
第 3 9 号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	保 育 課	4 7

第 4 0 号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	保 育 課	4 8
第 4 1 号	財産の取得について (支援車 (Ⅱ型))	警 防 課 (契約課)	4 9
第 4 2 号	市道路線の認定について	管 理 課	5 0
第 4 3 号	市道路線の廃止について	管 理 課	5 2

議案第 24 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度熊谷市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

専決処分書

令和２年度熊谷市一般会計補正予算（第９号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年３月３１日

熊谷市長 富 岡 清

令和 2 年度熊谷市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 2 年度熊谷市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

令和 3 年 3 月 3 1 日

埼玉県熊谷市長 富 岡 清

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	「STOPコロナ」障害者施設PCR検査等助成事業	13,036千円
		「STOPコロナ」高齢者施設PCR検査等助成事業	61,400千円
	2 児童福祉費	人件費	195千円
		「STOPコロナ」子育て応援臨時給付金支給事業	3,500千円
4 衛生費	1 保健衛生費	人件費	2,079千円
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,264,768千円
8 土木費	3 河川費	排水機場維持管理経費	5,633千円
10 教育費	1 教育総務費	小中学校GIGAスクール構想事業	6,502千円

議案第 25 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

専決処分書

令和2年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

熊谷市長 富岡 清

令和 2 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令和 3 年 3 月 3 1 日

埼玉県熊谷市長 富 岡 清

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 区画整理費	2 上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	42,000千円
	3 上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	98,463千円

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度熊谷市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

専決処分書

令和3年度熊谷市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月15日

熊谷市長 富岡 清

令和3年度熊谷市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度熊谷市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,236千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,413,236千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月15日

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		11,052,014	113,236	11,165,250
	2 国庫補助金	1,139,838	113,236	1,253,074
歳 入	合 計	66,300,000	113,236	66,413,236

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		30,123,012	113,236	30,236,248
	2 児童福祉費	11,797,976	113,236	11,911,212
歳 出	合 計	66,300,000	113,236	66,413,236

総括

1 総括			
歳入歳出補正予算事項別明細書			
(歳入)		単位 千円	
款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	11,052,014	113,236	11,165,250
歳入合計	66,300,000	113,236	66,413,236

総括

総括

(歳出)				単位 千円			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	30,123,012	113,236	30,236,248	113,236	0	0	0
歳出合計	66,300,000	113,236	66,413,236	113,236	0	0	0

総括

第15款 国庫支出金

2 歳 入						
第 15款 国庫支出金		113,236				
第 2項 国庫補助金		113,236		単位 千円		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	771,025	113,236	884,261	2 児童福祉費補助金	113,236	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（補助率 10/10） 113,236
計	1,139,838	113,236	1,253,074			

第15款 国庫支出金

第 3 款 民生費 第 2 項 児童福祉費

3 歳 出										
第 3 款 民生費		113,236								
第 2 項 児童福祉費			113,236		単位 千円					
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	4,281,365	113,236	4,394,601	113,236	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬 299
									8 旅費	費用弁償 7
								○ 「STOP コロナ」子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	3 職員手当等	時間外勤務手当 436
									10 需用費	消耗品費 29
										印刷費 66
									11 役務費	郵便料 378
										手数料 491
12 委託料	プログラム作成委託料 1,980									
18 負担金、補助及び交付金	子育て世帯生活支援特別給付金 109,550									
計	11,797,976	113,236	11,911,212	113,236	0	0	0			

第 3 款 民生費 第 2 項 児童福祉費

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

熊谷市長 富岡 清

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2の表法附則第15条第8項の項を削り、同表中「附則第15条第19項本文」を「附則第15条第16項本文」に、「附則第15条第19項ただし書」を「附則第15条第16項ただし書」に、「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に、「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に、「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に、「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に、「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に、「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に、「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に、「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に、「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に、「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に、「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に、「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に、「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に、「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に、「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に、「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に、「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に、「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同表法附則第15条第41項の項を削り、同表中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第10条の4第2項中「平成31年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令

和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 1 1 条の 2 の見出し中「平成 3 1 年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 3 1 年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 3 1 年度適用土地又は平成 3 1 年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 1 2 条の前の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 1 2 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 号）附則第 2 2 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条第 1 項」に、「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 1 3 条の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「) に」を「。以下この条において同じ。）に」に、「額を」を「額（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を」に改める。

附則第 1 3 条の 2 に次の 1 項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について熊谷市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第9号）による改正前の熊谷市税条例（以下この項において「令和3年改正前の条例」という。）附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第14条中「同条第1項」を「附則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の熊谷市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の熊谷市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日か

ら令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

熊谷市長 富岡 清

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の見出し中「附則第15条第19項本文」を「附則第15条第16項本文」に改め、同項の表中「附則第15条第19項本文」を「附則第15条第16項本文」に、「附則第15条第19項ただし書」を「附則第15条第16項ただし書」に、「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に、「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に、「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第9項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第12項及び第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第15項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「」に」を「。以下この項において同じ。）に」に、「額を」を「額（令和3年度分の

都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を」に改める。

附則第17項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第18項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第21項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 30 号

熊谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

熊谷市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第 8 項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

行政不服審査制度における審査請求等に関する手続の見直しに伴い、審査申出書及び意見陳述等についての調書への押印を要しないこととしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 3 1 号

熊谷市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
熊谷市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名してからでなければその職務を行っては」を「を任命権者に提出しなければ」に改める。

「氏 「氏

様式第 1 号及び様式第 2 号中 を に改める。

名 名
Ⓧ 」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 2 日 提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

国家公務員のサービスの宣誓に関する実施方法の見直しに伴い、職員のサービスに関する宣誓書について、任命権者等の面前における署名を要しないこととするとともに、押印欄を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 3 2 号

熊谷市税条例等の一部を改正する条例

(熊谷市税条例の一部改正)

第 1 条 熊谷市税条例（平成 1 7 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 1 0 条の 2 の表法附則第 1 5 条第 4 2 項の項の次に次のように加える。

法附則第 1 5 条第 4 6 項	3 分の 1
-------------------	--------

附則第 1 0 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(平成 3 0 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 1 0 条の 5 法附則第 1 6 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 3 号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」とあるのは「附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた同条第6項に規定する特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。附則第11条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第16条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同

年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車は平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条に次の３項を加える。

６ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車は令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７ 法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

８ 法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和３年４月１日から令和４年３月３１日

までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１６条の２第１項中「第５項」を「第８項」に改める。

附則第２２条第２項中「令和３年度」を「令和８年度」に改める。

附則第２６条に次の１項を加える。

- ２ 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

(熊谷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第２条 熊谷市税条例等の一部を改正する条例（令和２年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、熊谷市税条例第４８条第１０項の改正規定中「第３２１条の８第５２項」を「第３２１条の８第６０項」に、「同条第５２項」を「同条第６０項」に改め、同条第１６項の改正規定中「第３２１条の８第６１項」を「第３２１条の８第６９項」に改め、同条例第５０条第４項の改正規定中「第３１項」に」の次に「、「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に」を加え、同条例第５２条の改正規定中「第５２条第４項」を「第５２条第３項中「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に改め、同条第４項」に改め、同条例附則第３条の２第２項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中熊谷市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中熊谷市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中熊谷市税条例附則第10条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の熊谷市税条例(次条において「新条例」という。)第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第16条の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和3年6月2日提出

熊谷市長 富岡 清

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、軽自動車税の税率の特例に係る適用区分の見直し及び適用期間の延長を行うとともに、認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 33 号

熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成 17 年条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「保険医療機関等において、」を「対象となるこどもが保険医療機関等において」に、「保険医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「当該保険医療機関等に、国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等により対象となるこどもであることの確認を受けるとともに、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

「健康保険法」等の一部改正に伴い、医療費の助成の対象となるこどもが医療を受ける場合における「国民健康保険法」による被保険者等であることの確認方法を電子資格確認等によることとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 34 号

熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 17 年条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 中「被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等により第 3 条第 1 項に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

「健康保険法」等の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費の支給対象者が医療を受ける場合における医療保険各法に規定する被保険者等であることの確認方法を電子資格確認等によることとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 35 号

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 17 年条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出」を「当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者等又は第 3 条第 1 項に規定する被扶養者であることの確認を受ける」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

「健康保険法」等の一部改正に伴い、重度心身障害者医療費の支給対象者が医療を受ける場合における医療保険各法に規定する被保険者等であることの確認方法を電子資格確認等によることとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 36 号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊谷市立児童クラブ条例（平成 18 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立第 3 箱田児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第 4 箱田児童クラブ	熊谷市中央一丁目 1 番地
-----------------	---------------

第 2 条 熊谷市立児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立佐谷田児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第 2 佐谷田児童クラブ	熊谷市佐谷田 1030 番地 9
------------------	------------------

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 9 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

熊谷市立第 4 箱田児童クラブ及び熊谷市立第 2 佐谷田児童クラブを新設したいので、この案を提出するものであります。

議案第 37 号

熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成 25 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 42 条」を「第 42 条の 2」に改める。

第 32 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 2 章第 6 節中第 42 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 42 条の 2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する歩行者の滞留の用に供する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 16 号）で定める基準に適合するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月2日提出

熊谷市長 富岡 清

提案説明

「道路構造令」の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の設置基準を定めるとともに、交通安全施設に自動運行補助施設を加えたいので、この案を提出するものであります。

議案第 38 号

熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 2 条」を「一第 2 条の 2」に、「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改める。

第 2 条第 2 項第 1 号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「必要な幅員」の次に「又は熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例第 42 条の 2 第 1 項に規定する歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加える。

第 1 章中第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第 2 条の 2 災害等のためこの条例に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この条例の規定によらないことができる。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等

第 3 条中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改める。

第 4 条第 3 項中「又は」を「及び」に改め、「。）」の次に「並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「。）」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第32条中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項ただし書中「路面」の次に「又は床面」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月2日提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、自転車歩行者専用道路の有効幅員等に関する基準、災害等の場合における役務の提供方法の特例等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 39 号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年条例第 30 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 49 条」の次に「・第 50 条」を加える。

本則に次の 1 条を加える。

(電磁的記録)

第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録その他これに類するもののうち、この条例において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うこととされ、又は行うことが想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等及びその職員が書面等により行う記録等について、電磁的記録により行うことができることとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 40 号

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成 27 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「に規定する里親」を「に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る利用者負担の額について適用する。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

「子ども・子育て支援法施行令」の一部改正に伴い、利用者負担額の支払を要しない教育・保育給付認定保護者に「児童福祉法」に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者を加えたいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 1 号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 目 的 | 支援車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 支援車（Ⅱ型） 1台 |
| 3 | 取 得 価 格 | 66,990,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュ
ビル19階
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司 |

令和3年6月2日提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

支援車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 日 提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

道路改良事業に伴い新設される道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 30447 号線	池上字尼酒田 2 9 7 番 1 地先	
		池上字稲荷前 2 0 2 番 3 地先	
2	市道 41133 号線	石原字坪井 2 4 4 番 3 地先	
		石原字坪井 3 4 9 番 3 地先	
3	市道 60614 号線	問屋町三丁目 1 8 0 0 番 5 1 地先	
		問屋町三丁目 1 8 0 0 番 5 0 地先	
4	市道 70588 号線	広瀬字天神 8 0 0 番 3 1 8 地先	
		広瀬字天神 8 0 0 番 4 8 地先	
5	市道 80568 号線	久下字熊久 1 8 3 1 番 2 6 地先	
		久下字熊久 1 8 3 1 番 1 5 地先	

議案第 4 3 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 0 条第 3 項の規定により、
別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 富 岡 清

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 60400 号線	問屋町二丁目 1 8 0 0 番 2 3 地先	
		問屋町三丁目 1 8 0 0 番 5 0 地先	
2	市道 60401 号線	問屋町二丁目 1 8 0 0 番 1 7 地先	
		問屋町二丁目 1 8 0 0 番 1 6 地先	
3	市道 60405 号線	問屋町二丁目 1 8 0 0 番 3 5 地先	
		問屋町二丁目 1 8 0 0 番 3 4 地先	
4	市道 60406 号線	問屋町二丁目 1 8 0 0 番 2 9 地先	
		問屋町二丁目 1 8 0 0 番 2 8 地先	

